

令和6年度エネルギーコスト削減促進ツール普及事業委託業務仕様書（案）

本仕様書は、長野県（以下「委託者」という。）が行うエネルギーコスト削減促進ツール普及事業に関する業務を委託するに当たり、その業務内容等に関し必要な事項を定めるものである。

1 業務名

令和6年度エネルギーコスト削減促進ツール普及事業委託業務

2 目的

県内中小企業の自主的な省エネ設備等の導入を後押しするため、設備投資によるコスト削減効果等を可視化する「エネルギーコスト削減促進ツール」（以下「ツール」という。）の普及を図る。

3 実施場所

長野県内

4 実施期間

委託契約の締結日から令和7年2月28日までとする。

5 業務内容

受託者は次の(1)から(3)までの業務を行う。

(1) ツールの更新

令和5年度エネルギーコスト削減促進ツール普及事業委託業務（以下「令和5年度委託業務」という。）において制作したツールを基に、次の全ての項目を実施するものとする。なおツールの仕様は「令和5年度委託業務仕様書」に準じることとし、ツールの更新によりマニュアル等の変更が必要な場合は変更を実施し、委託者に提供する。

ア データの追加等

次の追加等をツールに反映し、実施期間中、2回以上委託者にツールを提供することとし、そのうち1回は実施期間完了時とすること。

(ア) 令和5年度委託業務の後、追加された中小企業エネルギーコスト削減助成金（以下「助成金」という。）のデータをツールに追加すること

(イ) 他の機関から引用している様式又はデータについて、追加又は変更があった場合はツールを修正すること

イ ツールの利便性向上

ツールにおけるデータ入力やアウトプットの表示方法などに関するアンケート調査又は個別ヒアリング調査を県内に本店又は事業所等の拠点を有する事業者、金融機関、産業支援機関（以下「県内事業者等」という。）の利用者に対し抽出的に行い、その意見を機能としてツールに反映することによって、利便性を向上させること。ただし、アンケート調査又は個別ヒアリング調査を行う利用者及びその件数、並びに反映させる機能については、事前に委託者の県担当課と協議の上、決定すること

(2) ツールの普及を促進する説明会の開催

次の項目を全て満たす説明会を開催し、県内事業者等へのツール普及を促進する。

ア 内容

- (ア) 県がツールを開発した経緯や目的を盛り込むほか、県内事業者が簡便にツールを使用する方法を必要な人員を配置して参加者の実演を交えた指導や解説を行うとともに、コスト削減による収益構造の改善など、県内事業者がツールを利用するメリットを感じることで活用方法を説明すること
- (イ) 開催する時期に、県、産業支援機関及び金融機関において、周知あるいは説明の必要のある関連施策等がある場合には、県の求めに応じて、イベント内においてその機会を設けること
- (ウ) より多くの県内事業者等の参加を促すための工夫を盛り込むこと

イ 開催時期及び開催回数

委託契約の日から令和6年8月末までに4回開催し、県内事業者等への迅速な普及を目指すこと

ウ 開催方法及び開催場所

開催方法は、参加者の実演を交えた指導や解説を行う観点と、県内の特定の地域に偏ることなく多くの県内事業者等の参加を期待する観点から原則リアルとオンラインのハイブリッド開催とし、開催場所は交通の便等を考慮しながら4か所を選定すること

エ 効果測定

説明会では、参加者に対しアンケート調査を実施し、ツールの使用方法や活用法、利便性等意見及び感想等を聴取し、(1)のツールの更新にあたり可能な限り利便性向上等に反映させること

(3) 委託完了時の報告物

委託業務完了報告書（様式第1号）並びに次の添付書類及び電子データ

ア 業務報告書（様式任意）

- (ア) 業務に係る主な経過を日ごとに時系列でまとめたもの
- (イ) 更新したツールの内容及び向上した利便性をまとめたもの
- (ウ) 実施したアンケート調査又は個別ヒアリング調査結果をまとめたもの
- (エ) 開催した説明会の内容及び結果をまとめたもの
- (オ) 上記によらず、本委託で行った業務内容をまとめたもの
- (カ) 業務の実施に要した経費の内訳

イ 更新後のツール電子データ

6 業務の適正な実施に関する事項

- (1) 本業務に当たっては、長野県個人情報保護条例、長野県情報セキュリティポリシー及び各種法令等遵守すること
- (2) 情報セキュリティの確保には細心の注意を払うこと

7 委託上限額

本事業の委託額は、契約額とする。

8 その他

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、委託契約書第25条の規定により、その都度、委託者の担当課と協議することとする。